箱根町子育てシェアタウン推進事業業務委託に係るプロポーザル 実施要領

1 目的

箱根町(以下「町」という。)では、子育て世帯どうしや、子育てに協力する担い手が、緩やかにつながることができ、また必要に応じて頼りあえる「子育てシェアタウン」の構築を目的として、専門知識と経験を有する民間事業者に業務委託するために事業者の募集及び選定を行うものである。

2 業務概要

(1) 業務名

箱根町子育てシェアタウン推進事業業務委託

(2) 業務内容

箱根町子育てシェアタウン推進事業業務委託 詳細は、箱根町子育てシェアタウン推進事業業務委託仕様書(以下「仕様 書」という。)を参照。

(3) 履行期間 契約日から令和5年3月31日まで

(5) 提案額

総額 17,280,000 円以内とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たしている事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法(平成 16 年法律第 75 号) による破産手続き開始の申立て、会社 更生法(平成 14 年法律第 154 号) による更生手続開始の申立て又は民事再 生法(平成 11 年法律第 225 号) による再生手続開始の申立てがなされてい る法人でないこと。
- (3) 箱根町暴力団排除条例(平成23年箱根町条例第12号)第2条第2号から第5号までに該当していないこと。
- (4) 町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 委託事業に関するノウハウを有し、かつ当該事業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 平成 28 年度以降に、次に示す本業務と同種業務を受注し、実行している 実績を1件以上有すること。(※1)

同種業務:

国又は地方公共団体において、以下①から③全てを一体的に行う業務 (※2)

- ① 子育て支援等の地域活動の担い手の発掘・育成
- ② 子育て支援等の地域活動支援
- ③ 子育て支援等のネットワークづくり
- ※1 提出期限日時点において、業務履行期間が1年未満の業務は不 可。
- ※2 申請書および資料の提出期限日時点において、業務履行期間が 1年未満の業務又は業務の主たる部分を他事業者へ再委託した業 務は不可。
- (7) 平成 26 年度以降に、国又は地方公共団体で、住人が会員登録を行って 使用するシステムの導入実績を有すること。

4 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア プロポーザル参加申込書 (別紙1)・・・1部
 - イ 法人等概要書(別紙2)
 - ウ 業務実績調書(別紙3)
 - ※仕様書に記載の業務内容に関連のある業務実績について記載すること。実績がない場合は提出不要。
- (2) 提出期限及び提出方法

令和4年4月14日(木)17時まで(必着)、持参又は郵送

5 質問等について

本案件に関する質問等がある場合は、次のとおり受付し、回答するもの。 なお、軽微な質問事項(実施要領や仕様書の記載内容の確認等)については、 その都度回答することがある。

(1) 質問の提出方法

ア 質問書(別紙4)に質問事項を簡潔に記載し、電子メールにて提出する こと。

- イ 送信時には、必ず質問書を送信した旨を電話連絡すること。
- ウ 口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問受付期限

令和4年5月6日(金)17時まで(必着)

(3) 回答方法

事務局は質問事項を取りまとめ、電子メールにより全参加表明者へ回答

する。その際、社名等の公表はしない。

(4) 質問回答日 令和 4 年 5 月 12 日 (木)

6 提案書等

提案書については、次とおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書(任意様式) 社名入り・・・1 部 社名なし・・・8 部

- イ 当該業務参考見積書(任意様式)・・・1部
 - ※ 参考見積書には、見積金額の内訳(人件費、管理費等)を記載した 明細書を添付すること。
- (2) 提出期限及び提出方法令和4年5月19日(木)17時まで(必着)、持参又は郵送

7 スケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。

なお、新型コロナウイルス感染拡大状況等により、日程等が変更となる場合がある。

内容	日程
公告	令和4年4月1日(金)
プロポーザル参加申込書提出期限	令和4年4月14日(木)17時まで
質問受付期限	令和4年5月6日(金)17時まで
質問回答日	令和4年5月12日(木)
提案書等提出期限	令和4年5月19日(木)17時まで
プレゼンテーション・ヒアリング 審査	令和4年5月27日(金)
審査結果通知	令和4年6月3日(金)
契約締結	令和4年6月下旬

8 選考に関する事項

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査

「箱根町子育てシェアタウン推進事業業務委託プロポーザル審査委員会」 委員へのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。 なお、プレゼンテーション・ヒアリングの時間及び場所等については別 途連絡するもの。

ア プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施方法

審査の順番については、町が指定することとし、各提案者の持ち時間は50分以内(プレゼンテーション25分以内、ヒアリング25分以内)を予定。

イ プレゼンテーションにおける提案方法

提出された提案書をもとに説明すること。その際、提案書に関する補足 説明資料の配布は認めるが、提案書に記載がない新たな追加提案や追加 資料の配布は認めない。

ウ パソコン及びプロジェクターを使用したプレゼンテーション実施 パソコン及びプロジェクターを使用したプレゼンテーションの実施も 認めるが、希望する場合はプレゼンテーション及びヒアリング審査実施 日の3日前(土日祝日は含めない)の17時までに投影資料の電子データ を電子メールにより送信すること。その場合において、電子データサイズ は10メガ以内とし、データ種類はPDFファイルまたはパワーポイントファイルに限るものとする。

なお、パソコン及びプロジェクター等の機器類については町で準備するものとする。

エ 評価及び選考結果等について

事業者が当該委託業務を十分に遂行できるかを提案書、プレゼンテーション及びヒアリング結果を基に評価する。評価項目の詳細は別紙 5 のとおりとする。

また、選考結果については、評価後、すべての事業者に文書で通知する もの。

9 その他注意事項

- (1) 参加申込者は、4の(1)に記載する書類の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 提出した提案書等は、提出期限内に限り補正することができる。ただし、 提出期限後は変更することができないものとし、また、その理由如何にかか わらず提出書類の返却はしない。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとする。
- (4) 参加に関して必要な費用は、すべて参加表明者の負担とする。
- (5) 提出された 6(1)アの書類に関する著作権は、参加表明者に帰属する。 ただし、採用となった書類の著作権は、町に帰属することとする。 なお、採用・不採用にかかわらず、町は本プロポーザルの報告、公表等の ために必要な場合は、書類を無償で使用できることとする。

- (6) 本プロポーザルにて、町が提供した資料等は、町の許可無しに公表、転載 及び引用することはできない。
- (7) 参加表明後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退理由を付した辞退届 (任意様式)を提出すること。
- (8) 提出された書類は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選定に係る情報開示請求があった場合には、箱根町情報公開条例(平成15年箱根町条例第14号)に基づき、公開することがある。なお、事業者選定期間中は、開示の対象としない。

10 提出、問い合わせ先

事務局:箱根町福祉部子育て支援課

住 所:〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

電 話:0460-85-9595

E-mail: kosodate@town. hakone. kanagawa. jp

担 当:山内